

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和6年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田・渡辺
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和7年度税制改正大綱 Part I 個人所得税（金融・証券税制等）

1. 物価上昇局面における税負担の調整【所得税・住民税】（変更の可能性あり）

(1)基礎控除…合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。(改正後控除額は右図のとおり。住民税改正なし)

(注)令和7年以後の所得税について適用。源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用

(2)給与所得控除…55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

(注)令和7年以後の所得税について適用

(3)特定親族特別控除（仮称）の創設…居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から右図のとおり控除額を控除する。

(注)令和7年以後の所得税について適用。源泉徴収は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用。給与所得者については令和7年分の年末調整において適用。

(4)合計所得金額要件等の引き上げ

(注)令和7年分以後の所得税、令和8年分以後の住民税について適用

①配偶者控除、扶養控除…同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円(現行:48万円)以下に引き上げ

②ひとり親控除…ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円(現行:48万円)以下に引き上げ

③勤労学生控除…勤労学生の合計所得金額要件を85万円(現行:75万円)以下に引き上げ

④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例…必要経費算入金額の最低保障額を65万円(現行:55万円)に引き上げ

(5)生命保険料控除(住民税改正なし)

①23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の新生命保険料に係る一般生命保険料控除額を右図のとおりとする。

②旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円(現行:4万円)とする。

納税者本人の合計所得金額	現行	改正案
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

親族等の合計所得金額	所得税	住民税
58万円超 85万円以下	63万円	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	
90万円超 95万円以下	51万円	
95万円超 100万円以下	41万円	
100万円超 105万円以下	31万円	
105万円超 110万円以下	21万円	
110万円超 115万円以下	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

2. 確定拠出年金

(1)企業型確定拠出年金制度…確定拠出年金法等の改正を前提に以下の見直しを行う。

①マッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止

②拠出限度額を次のとおり引き上げる。

イ.確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円(現行:5.5万円)

ロ.確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円(現行:5.5万円)から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額

(2)個人型確定拠出年金制度

①60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者等で、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とする。(拠出限度額6.2万円)

②拠出限度額を次のとおり引き上げる。

イ.第一号被保険者 月額7.5万円(現行:月額6.8万円)

ロ.企業年金加入者 月額6.2万円-(確定給付企業年金ごと・企業型確定拠出年金の掛金額)(現行:月額2.0万円)

ハ.企業年金に未加入の者(第一号被保険者及び第三号被保険者を除く) 月額6.2万円(現行:月額2.3万円)

(3)国民年金基金の掛金額の上限を月額7.5万円(現行:月額6.8万円)とする。

(4)退職手当金等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金))の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例対象とする

(注)令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けており、同日以後に支払を受けるべき退職手当金等について適用

3. 法人課税信託

受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式をその該当しないこととなった時における価額により当該受益者等が取得したものとみなす。(現行:帳簿価額により引き継ぎ)

4. 税務署への書類の提出【所得税・住民税】

- (1)小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除については、控除証明書の添付又は提示に代えて、当該証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書に添付することにより適用を受けることができる。この場合において、税務署長及び市町村長は確定申告期限等から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができる。
- (注)令和8年分以後の確定申告書及び令和9年度分以後の住民税の申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合に適用
- (2)退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者(現行：退職手当等の支払いをする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長及び市町村長に提出しなければならない。
- (注)令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用

5. 国民健康保険税

- (1)基礎課税額等に係る課税限度額を66万円(現行：65万円)に引き上げる。
- (2)後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円(現行：24万円)に引き上げる。
- (3)国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を以下のとおり引き上げる。
- 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得…被保険者等の数×30.5万円(現行：29.5万円)
- 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得…被保険者等の数×56万円(現行：54.5万円)

6. エンジェル税制の拡充

- (1) A、B及びCについて次の措置を講ずる。
- A：特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等
- B：特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等
- C：特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等
- ①R8.1.1以後に特定株式を払込みにより取得をした居住者は、その年に生じた「特定株式控除未済額」がある場合、その年の前年分の所得税額のうち当該「特定株式控除未済額」対応部分の還付請求ができる。この場合、特定株式の取得価額は、「適用額」と「適用特定株式控除未済額」との合計額をその取得に要した金額から控除した金額とする。
- (適用要件) その年の前年分の確定申告書に、特定新規中小企業者より発行される特定株式をその年中に払込みにより取得をする見込みである旨その他の事項を記載した書類を添付して、その提出期限までに提出していること等
- ②R8.1.1以後に特例適用控除対象特定株式を払込みにより取得をし、その翌年中に当該株式の譲渡をした場合(その譲渡が当該株式に係る上場等の日以後に行われた場合等を除く)、当該特例適用控除対象特定株式の取得価額は、当該株式に係る「適用額」と「適用特定株式控除未済額」との合計額※1をその取得に要した金額※2から控除した金額とする。
- ※1：20億円超の場合は20億円、※2：※1が20億円超の場合、※1から当該超過金額を控除した金額

7. NISA制度の利便性向上等

- (1) 廃止通知の提出等により、開設される非課税口座又は非課税口座に設けられる特定累積投資勘定等について
- ①廃止通知提出等により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定の設定日
- 当該廃止通知提出等の日(その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該提出等があった場合には、同日)とする。
- ②非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。)の提出により開設された口座につき、所轄税務署長から開設ができない旨の提供を受けた場合、その開設時から非課税口座に該当しない。
- ③勘定(又は非課税口座)廃止通知書の提出等により非課税口座に設けられた勘定につき、上記②と同様に特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合、その設定時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない。
- (2)特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権について
- ①累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益権の取得対価の額に係る要件
- (イ) 当該取得対価の額を1口(共有持分割合の場合は1単位)当たり1万円以下(現行：1,000円以下)に引上げ。
- (ロ) 下記②により、累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権に含むこととされた上場株式投資信託の受益権については、当該受益権の取得対価の額に係る要件を次に掲げる要件とする。
- a 対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下であること。
- b 対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下であること。
- c 一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表最終価格が3万円以下であること。
- ②対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権には、定期かつ継続的な方法による買付けの委託等により取得するものを含むこととする。

8.ジュニアNISA制度の利便性向上等

- 居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において、未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなす。
- (1)当該居住者等の未成年者口座に設けられる非課税管理勘定のうち最も新しい年分の勘定に係る非課税期間終了の日(当該勘定設定日の属する年の1月1日から5年を経過する日。)の翌日又は継続管理勘定に係る非課税期間終了の日(当該居住者等がその年1月1日において18歳である年の前年末日)の翌日のいずれか遅い日、(2)令和8年1月1日

9.特定口座内株式等における譲渡所得計算の特例等の拡充

- 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、NISA制度改正に伴い、一定の上場株式等を加える。

10. 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の拡充

- 利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積40㎡以上50㎡未満の認定住宅等のうち令和7年12月31日までに建築確認を受けたものの新築等に係る費用の支払のための払出しを加える。



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和6年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 吉田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和7年度税制改正大綱 Part II 土地税制・譲渡

1. 子育て支援等に関する政策税制【所得税・住民税】

(1)住宅借入金等特別控除（現行制度1年延長）

①子育て特例対象個人(イ 40歳未満であって配偶者を有する者ロ 40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者)が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和7年1月1日～12月31日までの間に居住の用に供した場合は、借入限度額を右図のとおりとして住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

②床面積要件の緩和措置（40㎡以上）について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用

③東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の子育て世帯に対する借入限度額の上乗せ措置と床面積要件の緩和措置を令和7年12月31日までにそれぞれ1年延長。

(2)既存住宅特定改修工事の所得税額の特別控除（現行制度1年延長）

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、子育て特例対象個人が所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合は適用対象に追加し、その改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。

2. 登録免許税の特例延長【登録免許税】

亡くなった人（先代又は先々代等）が相続した土地に係る所有権の移転登記等に対する免税措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長する。

3. 令和2年7月豪雨に関する措置延長【固定資産税・都市計画税】

(1)令和2年7月豪雨により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をした償却資産に係る固定資産税については、被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を引き続き適用できることとする。

(2)令和7年度分及び令和8年度分の令和2年7月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税については、被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を引き続き適用できることとする。

(3)令和2年7月豪雨により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税については、被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を引き続き適用できることとする。

4. 固定資産税の減額措置の延長【固定資産税・都市計画税】

(1)以下の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長

①長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置

※管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用できるものとする。

②政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置

5. 不動産取得税の特例措置延長【不動産取得税】

(1)以下の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長

①宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築等の上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に販売し、自己の居住の用に供された場合に係る減額措置

②政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置

6. 債務処理計画に関する特例延長【所得税・住民税】

(1)以下の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで3年延長

①債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例

②被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例

※個人住民税について、所得税における上記の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和6年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和7年度税制改正大綱 PartⅢ相続・贈与税

1. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

適用期限を令和9年3月31日まで2年延長。

2. 相続税の納税猶予制度

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け及び山林に係る特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。

3. 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件の見直し

贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。
 適用:令和7年1月1日から令和10年12月31日までの贈与

4. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し

贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
 適用:令和7年1月1日から令和9年12月31日までの贈与

5. 相続税の物納制度における物納許可限度額等

物納許可限度額の計算基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等に見直す。

6. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用について

関係法令の改正を前提に、医療法人の移行計画の認定要件について次の見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等を適用する。

(1)社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額に補助金等を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額(一定の補助金等に係る収入金額を含む)とする。

(2)医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、現行の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額に係る取扱いを法令上明確化するとともに、当該収入金額に補助金等を加える。



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和 6 年 12 月 27 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神藤
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和 7 年度税制改正大綱 PartⅣ 消費課税・納税環境整備

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

(1) 免税方式の見直し

① 輸出物品販売場が免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合で、その免税購入対象者がその購入をした日から 90 日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報(以下「税関確認情報」という。)を輸出物品販売場において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について消費税を免除する。

(注)上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。

② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。

③ 税関長は、輸出物品販売場(承認送信事業者を含む。)に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。

(2) 免税対象物品の範囲の見直し

① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額(50 万円)及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。

② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。

(3) 免税販売手続きの見直し

① 100 万円(税抜き)以上の免税対象物品につき、購入情報事項にその物品の情報(シリアルナンバー等)を加える。

② 免税購入対象者のいわゆる「直送」による免税販売方式については従来に代えた方法により消費税免税措置ができる

③ 免税購入対象者が購入した免税対象物品を、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合にその免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いを廃止する。

(注 1)上記(3)③を除く。)の改正は、令和 8 年 11 月 1 日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとし、上記(3)③の取扱いは、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(注 2)上記の改正に伴い、輸出酒類販売場制度における免税方式、免税対象酒類の範囲、免税販売手続及び許可要件並びに免税購入対象者に対する即時徴収及び罰則等について、所要の措置を講ずる。

2. 電子帳簿保存制度の見直し(納税環境整備)

電子取引(取引情報授受を電磁的方式により行う取引)の取引情報に係る電磁的記録の保存について次の見直しを行う。

(1) 申告所得税、法人税及び消費税の電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽又は仮装の事実に基づき期限後申告等があった場合はその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重算税の割合を 10%加重する措置の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が以下の要件を満たす特定電磁的記録を除外する。

① 電磁的記録の記録事項について訂正又は削除した事実等を確認できる特定電子計算機処理システム(訂正削除を行うことができないものを含む)を使用しその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。

② 電磁的記録の記録事項(金額に係るものに限る)を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合は、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム(訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものも含む)を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。

③ その電子取引情報(請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る)に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項の間において、相互に関連性を確認できること。

④ 上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用しその電子取引情報の電磁的記録を確認できること。

(2) 所得税の青色申告特別控除額 65 万円の適用要件について、仕訳帳等につき納税義務の適正履行に資する一定の要件を満たす電磁的記録保存等に代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、特定電磁的記録のうち上記(1)の要件(上記(1)の届出書に係る要件を含む)を満たすことができるものは当該要件に従って保存していることとする。

(注)上記(1)の改正は令和 9 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(2)の改正は令和 9 年分以後の所得税について、それぞれ適用する。

3. 納税通知書等に係る eTAX 経由での納付(納税環境整備)

固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等を受けた者が申出をしたときは、地方公共団体は、当該通知書等の事項を eTAX を経由して、電子的方法により提供できるようにする等の措置を講ずる。

(注)この改正は、法人に対して送達する納税通知書等については令和 9 年 4 月 1 日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和 10 年 4 月 1 日以後に送達するものから、それぞれ適用する。

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和6年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 尾崎
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和7年度税制改正大綱 Part V 法人税制

1. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

下記見直しの上、適用期限を2年延長

- (1) 所得の金額が年10億円を超える事業年度⇒年800万円以下の税率17%（現行：15%）に引き上げ。
 (2) 適用対象法人の範囲から通算法人を除外。

2. 中小企業投資促進税制

- (1) 適用期限を2年延長
 (2) みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外

3. 中小企業経営強化税制

次の措置を講じた上、適用期限を2年延長（売上高100億円を目指す企業）

(1) イ 特定経営力向上設備等の追加

投資計画における年平均の投資利益率が7%以上及び経営規模拡大の要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に必要な不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）を追加する。

（注1）経営規模拡大の要件

（イ）売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成していること。

（ロ）基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること。

（注）「基準事業年度」とは、経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度をいう。

（ハ）売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。

（ニ）売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること。 等

（注2）下記の一定の規模以上のものに限る。

（イ）機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

（ロ）工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの

（ハ）建物及びその附属設備 一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの

（ニ）ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの

ロ 特別償却又は税額控除の選択適用

・特別償却…普通償却限度額との合計でその取得価額まで。建物及びその附属設備は取得価額の15%又は25%まで

・税額控除…取得価額の7%。建物及びその附属設備は1%又は2%

一定の中小企業者等の税額控除率は10%（建物及びその附属設備を除く）。ただし、取得価額の合計額のうち対象となる金額は60億円を限度とする。

（注1）建物及びその附属設備の特別償却率又は税額控除率

供用年度の給与増加割合	2.5%未満	2.5%以上5%未満	5%以上
特別償却率	適用不可	15%	25%
税額控除率	適用不可	1%	2%

（注2）「給与増加割合」とは、雇用者給与等支給額から前事業年度における雇用者給与等支給額を控除した金額のその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額に対する割合をいう。

(2) イ 一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するもの

⇒単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価する

ロ 年平均の投資利益率5%以上⇒7%に引き上げ

ハ 遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する設備（デジタル化設備）及び暗号資産マイニング業の用に供する設備を除外

4. 地域未来投資促進税制

地域経済を牽引する中堅・中核企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地方公共団体が戦略的に重点支援を行う産業分野「重点促進分野（仮称）」に対する新たな枠を設け、大型投資へのインセンティブをより一層高めるため、本税制適用期限内に国の確認を受けた対象事業について、計画期間内（最大5年以内）に投資を完了したものを本税制措置の対象とし、適用期限を3年延長

5. 企業版ふるさと納税

次の措置を前提に、適用期限を3年延長

(1)寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に（次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次の日以後速やかに）、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面（確認書面）を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

- イ 寄附活用事業の企画・立案に関与した寄附法人等との間に取引等の関係があるとき…寄附金を受領した日
- ロ 寄附活用事業の企画・立案に関与した者がその寄附活用事業の契約の相手方となったとき…その契約の締結の日
- ハ 事業予算が議決される前に寄附金を受領した場合…その寄附金を受領した日

(2)認定地方公共団体は、寄附活用事業に係る事業について、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（少額のものを除く。）により契約の相手方を選定した場合には、その寄附活用事業に係る契約の相手方を公表することとする。

(3)地域再生計画の認定の取消しを受けた地方公共団体は、その取消しの日から2年を経過するまでは、地域再生計画の認定を受けることができないこととする。ただし、自ら申し出たことにより認定が取り消された場合（取り消されることを予見して申し出た場合を除く。）を除く。

6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛特別法人税（仮称）の創設（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

(1)納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

（注）法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

(2)課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。

(3)税額の計算

課税標準法人税額（基準法人税額から基礎控除額（年500万円）を控除した金額）×4%

7. 円滑・適正な納税のための環境整備

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等について、次の見直しを行う。

(1)一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法を明確化する。

(2)いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法を適正化する。

8. その他の租税特別措置等

【新設】再資源化事業等高度化設備の特別償却（35%）

要件…①青色申告書を提出する法人 ②資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定 ③同法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、再資源化事業等高度化設備の取得等及び高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供すること

（注1）「再資源化事業等高度化設備」とは、計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、一定の規模以上のものをいう。

（注2）「一定の規模以上」…1台又は1基の取得価額が機械装置2,000万円以上、器具備品200万円以上

（注3）対象資産の取得価額の合計額のうち20億円を限度とする。

【拡充等】

(1)産業競争力強化法の事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた環境負荷低減事業活動計画（仮称）に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備の取得等をする場合、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象とする。

【廃止・縮減等】

(1)認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止。

(2)デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、適用期限の到来をもって廃止。

(3)医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長。

9. 新リース会計基準改正への対応

①法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する（現状維持）。

②（貸し手）リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は廃止する。

③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとする。